

第33回 京二中鳥羽高校同窓会総会・懇親会次第

【総会の部】

開会校会役新閉
会長長計監員員
計役會

辞拶拶告告出介辭
の挨挨報報
查選紹の

【懇親会の部】

開会祝来乾
<校閉<閉
会長賓
D V D 映写
記念写真撮影
会の

辞拶辭介杯>歌拶>
の挨紹
挨接

日時 令和元年11月9日(土)
午後5時受付・5時30分開会
会場 京都平安ホテル 1階 平安の間

平成30年度京二中鳥羽高校同窓会役員

平成30年11月18日

役職	期	氏名	役職	期	氏名
名誉会長	京二中49	昌一	幹事	鳥羽12	道長基
顧問	校長	彦茂也		鳥羽12	仁剛
会長	鳥羽1	健也		鳥羽13	亮矢
副会長	京二中45	扶和		鳥羽13	博史
	鳥羽1	佳和		鳥羽14	美介子
	鳥羽2	明克		鳥羽14	み輔
	鳥羽3	隆也		鳥羽14	太繪
	鳥羽5	和也		鳥羽15	志力
理事	京二中47	佳紀		鳥羽15	香平
	京二中48	之孝		鳥羽15	誌一
	鳥羽4	則久		鳥羽16	太志
	鳥羽15	一己		鳥羽16	宗之
	事務長	吹彦		鳥羽17	平香
	鳥羽1	一次		鳥羽17	朗穂
	鳥羽3	正鎮		鳥羽18	祐力
監事	京二中43	夫賢		鳥羽18	平枝
	京二中45	直也		鳥羽19	充岳
	京二中45	宗子		鳥羽19	輝紀
	京二中48	司秋		鳥羽20	奈貴子
	京二中49	偉郎		鳥羽20	大華
	京二中50	彦達		鳥羽21	哲妃
	京二中51	史春		鳥羽22	早登
	鳥羽1	美毅		鳥羽22	真智
	鳥羽1	龍志		鳥羽23	誠
	鳥羽2	千智		鳥羽23	明
	鳥羽3	太郎		鳥羽24	内林
	鳥羽3	彦之		鳥羽24	田崎
	鳥羽4	春美		鳥羽25	山村
	鳥羽4	毅		鳥羽25	本岡
	鳥羽5	彦		鳥羽26	本下
	鳥羽5	龍		鳥羽26	田下
	鳥羽6	志		鳥羽27	原尾
	鳥羽6	賀		鳥羽27	中松
	鳥羽6	衣		鳥羽28	藤上
	鳥羽7	子		鳥羽28	竹上
	鳥羽7	一妙		鳥羽29	上原
	鳥羽8	洋		鳥羽29	尾中
	鳥羽9	直		鳥羽30	松山
	鳥羽9	寛		鳥羽30	藤山
	鳥羽10	子		鳥羽31	木下
	鳥羽11	平		鳥羽31	木南
	鳥羽11	樹		鳥羽32	石金

平成30年度 京二中鳥羽高校同窓会決算書

(30. 4. 1~31. 3. 31)

1 総括会計

(収入の部)

(単位:円)

項目	金額	摘要
前年度繰越金	3,640,010	
会 費	1,276,000	平成30年度卒業生(@4,000×319人分)
雑 収 入	4,605	同窓会名簿販売代金、預金利息他
計	4,920,615	

(支出の部)

(単位:円)

項目	金額	摘要
教育振興費	294,004	インターハイ等出場激励金190,000円、学校教育活動支援関係費104,004円
卒業記念品費	619,742	第33、34、35期卒業生への記念品「京二中鳥羽高ものがたり」、第33期卒業生への記念品「ボールペン」
印刷製本費	38,500	同窓会報(第8号)
会議費	45,063	総会・懇親会会場使用物品代(プロジェクト他)、準備物品代(PCケーブル、DVD他)
通信運搬費	12,124	役員会・総会案内、資料送付代
旅 費	28,120	関東京二中鳥羽同窓会出席役員交通費
ホームページ管理費	129,600	サーバ管理費
計	1,167,153	

(収入)

4,920,615

(支出)

— 1,167,153

(残額=令和元年度へ繰越し)

= 3,753,462

2 財産目録

定期預金(京都中央信用金庫)	1,000,782 円
普通預金(京都中央信用金庫)	2,752,680 円
計	3,753,462 円

監査の結果、伝票・帳簿・預金通帳等、適正に執行されていました。

令和元年10月19日

監事

藤田雅己

印

監事

谷内伊吹

印

令和元年度京二中鳥羽高校同窓会役員（案）

令和元年11月9日

役職	期	氏名	役職	期	氏名
名誉会長	京二中49	内田 昌一	幹事	鳥羽12	高橋 道長
顧問	校長	山本 茂彦		鳥羽12	鶴谷 直仁
	鳥羽1	木村 健也		鳥羽13	堀田 剛亮
会長	鳥羽2	佐々木 佳也		鳥羽13	山崎 喜亞
副会長	京二中45	井國 和扶也		鳥羽14	大村 隆亞
	鳥羽1	佐々木 和紀		鳥羽14	河本 喜昌
	鳥羽3	井國 之和		鳥羽14	松本 絵裕
	鳥羽5	佐々木 明隆		鳥羽15	森 大加
理事	京二中47	井國 隆博		鳥羽15	芝 隆志
	京二中48	佐々木 博信		鳥羽15	森 清
	鳥羽4	井國 正和		鳥羽16	雲 芳
	鳥羽5	井國 久能		鳥羽17	中 飛
	鳥羽15	井國 靖純		鳥羽17	山 玉
事務長	事務長	伊藤 雅己		鳥羽18	栗 光
	鳥羽1	陽城 吹彦		鳥羽19	吉倉 小天
	鳥羽3	忠次 一正		鳥羽19	橋 藤
監事	京二中43	高橋 鎮夫		鳥羽20	西瀬 松
	京二中45	池田 延賢		鳥羽21	瀬 本
	京二中45	川内 寿直		鳥羽22	岡 本
	京二中48	里川 卓也		鳥羽22	内 誠
	京二中49	川内 宗子		鳥羽23	林 勝
	京二中50	川内 司秋		鳥羽23	上 売
	京二中51	川内 健偉		鳥羽24	原 尾
	鳥羽1	川内 彦郎		鳥羽24	中 松
	鳥羽1	川内 達史		鳥羽24	藤 田
	鳥羽2	川内 春美		鳥羽25	竹 上
	鳥羽3	川内 毅		鳥羽25	上 原
	鳥羽3	川内 龍志		鳥羽26	尾 中
	鳥羽4	川内 千賀子		鳥羽26	松 松
	鳥羽4	川内 衣子		鳥羽27	竹 上
	鳥羽5	川内 一夫		鳥羽27	上 原
	鳥羽5	川内 妙子		鳥羽28	尾 中
	鳥羽5	川内 平洋		鳥羽28	松 松
	鳥羽6	川内 直樹		鳥羽29	竹 上
	鳥羽6	川内 龍志		鳥羽29	上 原
	鳥羽7	川内 千賀子		鳥羽30	尾 中
	鳥羽7	川内 一夫		鳥羽30	松 松
	鳥羽8	川内 妙子		鳥羽31	竹 上
	鳥羽9	川内 平洋		鳥羽31	上 原
	鳥羽9	川内 直樹		鳥羽32	尾 中
	鳥羽10	川内 寛子		鳥羽32	松 松
	鳥羽11	岡田 勝		鳥羽33	竹 上
	鳥羽11	岡田 勝		鳥羽33	上 原

京二中鳥羽高校同窓会規約

第一章 総 則

第一条 本会は、京二中鳥羽高校同窓会と称し、その本部を京都府立鳥羽高等学校内に置く。

第二条 本会は、会員相互の友誼を深め、母校の発展に貢献することを目的とする。

第二章 会 員

第三条 本会は、下記の会員をもって構成する。

- 1 正会員
 - * 京都府立京都第二中学校卒業生
 - * 京都府立鳥羽高等学校全日制卒業生
 - * 両校に在学した者で、会員の紹介により理事会が入会を承認した者

- 2 特別会員
両校現旧教職員、または理事会の推薦する者

第四条 会員は、住所、氏名、その他名簿記載事項に変更のあった場合は、本会に通知しなければならない。

第三章 役 員

第五条 本会に下記の役員を置き、任期は各2年とし、重任をさまたげないものとする。

- 1 名誉会長
会員の中から理事会の議を経て会長が推举する。

- 2 会長
正会員の中から1名を理事会が推挙し総会で選出する。

- 3 副会長
両校ごとの正会員の中から若干名を会長が指名する。

- 4 理事
両校ごとの正会員及び特別会員の中から若干名を、また、ほかに母校の現職員の特別会員の中から幹事会の推薦によって会長が委嘱する。

- 5 幹事
正会員の中から原則として卒業年度ごとに2名を選出する。

- 6 監事
正会員の中から2名を会長が指名する。

- 7 顧問
母校現職校長を推し、また、会員の中から会長が推挙する。

第六条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 名誉会長及び顧問は、会務運営について必要な助言を与える。

- 2 会長は、本会を代表し会務を統括する。また、総会、理事会、幹事会を招集してその議長となる。

- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は代行する。

- 4 理事は、理事会に出席して会務を協議、執行する。
理事のうち、会長の指名する若干名で本会の庶務会計に関する日常事務を担当する。

5 幹事は、その卒業年度の会員の連絡に当り、また、幹事会に出席し、理事会の決議に基づき会務を担当する。

6 監事は、会計に関する事項を監査する。

第四章 事 業

第七条 本会は、その目的を達成するために、下記の事業を行う。

- 1 総会
毎年、京都市において開催する。
なお、必要のある場合、隨時、臨時総会を開く。
- 2 理事会、幹事会
必要なときに開く。
- 3 理事会において適切と認める事業。

第五章 会 計

第八条 本会の経費は、会費、寄付金、事業収益金、財産収益金、その他をもって、これにあてる。

第九条 正会員は、卒業時に終身会費を納入する。
その額は理事会において定める。

第十条 総会及び各種集会に要する経費は、そのつどこれを定め、原則として出席者から徴収する。

第十一条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第十二条 会計及び事業報告は、総会においてこれを行う。

第六章 支 部

第十三条 会員の多数存在する地方に本会支部を設けることができる。

支部の設置及びその規約は、理事会の承認を得なければならない。

第十四条 支部は、その代表者より支部会員の名簿、役員の氏名並びに会務概況を本部に報告し、常に本部との連絡を保たなければならない。

第七章 規約の変更

第十五条 規約は、理事会の決議によってこれを変更することができるが、次の総会において、その承認を得なければならない。

附 則

1 昭和61年度卒業の正会員の終身会費は、3,000円とする。

2 本規約は、昭和62年4月1日から実施する。

3 本規約は、平成27年11月3日に一部改正する。

4 平成28年度卒業以降の正会員の終身会費は、4,000円とする。

京二中鳥羽高校同窓会

〒601-8449 京都市南区西九条大国町1

TEL (075) 672-6788

FAX (075) 691-7448

<http://www.kyo2toba-dosokai.jp/wp/>